令和７年度

千葉県道路・河川施設等台帳電子化業務委託

仕　様　書

千葉県県土整備部

県土整備政策課

第１条（委託の目的）

本委託業務（以下「本業務」という。）は、各土木事務所（出張所含む）及びダム管理事務所（以下、事務所等という。）で管理する道路・河川等台帳（以下、施設台帳という。）の電子化等を実施し、各施設の適切な維持管理や県民の利便性の向上を図るためことを目的とする。

第２条（適用の範囲）

本仕様書は契約書第１条に記載した業務を遂行するために必要な事項を記載したものである。

第３条（業務概念）

本業務を施行するにあたっては、当該契約書及び本仕様書に基づき、発注者が定める担当員と常に綿密な連絡をとり、その指示及び監督を受けるものとする。

第４条（業務内容）

本業務は、事務所等で管理する施設台帳の図面をPDF化し、施設台帳に記載された事項をエクセルシートへデータ入力するものである。

事務所等の所在地、各施設数、PDF 化する図面の枚数、エクセルシートへ入力する枚数は、別添１～４のとおりである。

第５条（成果品の管理及び帰属）

成果品の管理及び帰属は、全て発注者にあり、受注者が成果品を公表することについては一切これを認めない。

第６条（納期）

納期は、契約締結の翌日から令和８年３月２２日とする。なお、納期内であっても業務の完了したものについては提出を求める場合がある。

第７条（業務内容）

１　施設台帳の借用

受注者は、各種台帳を管理する事務所等を訪問し、施設台帳を借り受けること。借り受けにあたり、発注者と事務所等に対し、訪問日時を事前に協議すること。発注者は、事前協議により事務所等と日時等を調整し、受注者へ回答するものとする。

受注者は、事務所から借り受けた台帳を以下のとおり分類・整理するものとする。

①　図面のPDF化

受注者は、本仕様書第７条第１項の施設台帳の図面のうち、A1図面及びA3図面について、施設ごとにPDF化するものとする。

②　記載事項のエクセルシートへの入力

受注者は、本仕様書第７条第１項の施設台帳の記載内容を発注者が貸与するエクセルシートへ入力する。なお、エクセルシートは別添５のとおりであり、契約後、発注者は受注者へデータを貸与するものとする。

なお、エクセルシートへの入力作業は、記載内容をシートへ転記するのみとし、内容の更新や更新に必要な調査等は要しない。

また、発注者が貸与するエクセルシート内には、写真や図面を添付する欄があるが、紙で管理している写真や図面の貼り付け作業は要しない。

③　データ整理

受注者は、上記①及び②を、事務所等ごとに整理し、さらに施設ごとに整理すること。なお、PDF化したデータ及びエクセル化したデータのファイル名は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

２　施設台帳の返却

受注者は、本仕様書第７条①～③の作業が完了後、速やかに事務所等へ借り受けた台帳を返却すること

第 8 条（発注者が貸与する媒体の取扱い及び保管）

発注者が貸与するデータの取扱い及び保管にあたっては、契約書の別記「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守し、その取扱い及び保管に関する一切の責任を負わなければならない。特に、借用中の施設台帳は、紛失及び毀損のないよう細心の注意を払うこと。

第 9 条（成果品の検査）

発注者の検査により不合格となった成果品は、作り替えること。

第 10 条（成果品の納入）

発注者の検査により合格した成果品は、千葉県県土整備部県土整備政策課政策室に納品する。なお、納品する電子媒体については、発注者と協議の上決定するものとする。

第 11 条（疑義等の解釈）

本業務の実施にあたり、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、発注者と協議し、その指示によるものとする。

各事務所　所在地　　別添１

名称	所在地	電話番号	FAX番号
千葉土木事務所	〒260-0023 千葉市中央区出洲港11-1	043-242-6101	043-248-9763
葛南土木事務所	〒273-0012 船橋市浜町2-5-1	047-433-2421	047-434-4727
東葛飾土木事務所	〒271-0072 松戸市竹ヶ花24	047-364-5136	047-362-4884
野田出張所	〒278-0005 野田市宮崎86-1	04-7125-3333	04-7123-4478
柏土木事務所	〒277-0005 柏市柏745	04-7167-1201	04-7167-1205
印旛土木事務所	〒285-0026 佐倉市鏑木仲田町8-1	043-483-1140	043-485-3759
成田土木事務所	〒286-0036 成田市加良部3-3-2	0476-26-4831	0476-26-8671
香取土木事務所	〒287-0003 香取市佐原イ92-11	0478-52-5191	0478-54-5449
銚子土木事務所	〒288-0837 銚子市長塚町2-44-9	0479-22-6500	0479-24-0099
海匝土木事務所	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ1999	0479-72-1100	0479-73-6356
山武土木事務所	〒283-0006 東金市東新宿1-11	0475-54-1131	0475-55-5894
長生土木事務所	〒297-0026 茂原市茂原1102-1	0475-24-4521	0475-25-3343
夷隅土木事務所	〒298-0004 いすみ市大原8513-1	0470-62-3311	0470-62-1685
大多喜出張所	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稲472-2 夷隅合同庁舎2F	0470-82-2614	0470-82-4889
安房土木事務所	〒294-0045 館山市北条402-1安房合同庁舎2階	0470-22-4341	0470-23-8349
鴨川出張所	〒296-0044 鴨川市広場820	04-7092-1107	04-7093-2190
君津土木事務所	〒292-0833 木更津市貝渕3-13-34	0438-25-5131	0438-25-0683
上総出張所	〒292-0421 君津市久留里市場473-9	0439-27-2017	0439-27-2967
天羽出張所	〒299-1607 富津市湊145-6	0439-67-0107	0439-67-2279
市原土木事務所	〒290-0067 市原市八幡海岸通1969	0436-41-1300	0436-43-9654
亀山・片倉ダム管理事務所	〒292−0523 君津市豊田旧野中３３	0439-39-2400	0439-39-2887
高滝ダム管理事務所	〒290-0557 市原市養老４６８	0436-98-1411	0436-98-1414

別添２

事務所ごと管理施設数

	橋梁	トンネル	横断歩道	大型カルバート	排水機場・陸閘・樋門	水利権一覧表	海岸保全区域	砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩落危険区域	ダム共同施設	計
千葉	18		6	1	4	1	5		1	72		108
葛南	93		20	2	40	1	7			18		181
東葛飾	95		13	1	5	1				10		125
柏	35		5	1		1				4		46
印旛	126		6	9		1				31		173
成田	134	2	2	7	6	1				93		245
香取	113		1	5	5	1				66		191
銚子	40		3			1	7			20		71
海匝	102	1		2	5	1	7			20		138
山武	153	1	5	2	17	1	7			39		225
長生	203	3	3	1	40	1	7			10		268
夷隅	241	60	7		7	1	7	4	1	74		402
安房	425	34	8		7	1	7	68	27	51		628
君津	276	23	7	7	7	1	7	15	3	47		393
市原	129	13	14	2		1		6		9		174
亀山・片倉ダム											2	2
高滝ダム											2	2
計	2183	137	100	40	143	15	61	93	32	564	4	3372

別添３

PDF化する枚数

	橋梁 (A3版)	横断歩道橋 (A3版)	海岸保全 区域(A3)	海岸保全 区域(A1)	計
千葉	36	6	85	85	212
葛南	186	20	114	114	434
東葛飾	190	13			203
柏	70	5			75
印旛	252	6			258
成田	268	2			270
香取	226	1			227
銚子	80	3	114	114	311
海匝	204	0	114	114	432
山武	306	5	114	114	539
長生	406	3	114	114	637
夷隅	482	7	115	115	719
安房	850	8	115	115	1,088
君津	552	7	115	115	789
市原	258	14			272
亀山・片倉ダム					0
高滝ダム					0
計	4,366	100	1,000	1,000	6,466

別添４

エクセルシートへの入力枚数

	橋梁	トンネル	横断歩道橋	大型カルバート	排水機場・陸閘・樋門	海岸保全区域	砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩落危険区域	ダム共同施設	計
千葉	90	0	6	1	12	50		3	288		451
葛南	465	0	20	2	120	70			72		750
東葛飾	475	0	13	1	15				40		545
柏	175	0	5	1					16		198
印旛	630	0	6	9					124		770
成田	670	4	2	7	18				372		1,074
香取	565	0	1	5	15				264		851
銚子	200	0	3	0		70			80		354
海匝	510	2	0	2	15	70			80		680
山武	765	2	5	2	51	70			156		1,052
長生	1,015	6	3	1	120	70			40		1,256
夷隅	1,205	120	7	0	21	70	12	3	296		1,735
安房	2,125	68	8	0	21	70	204	81	204		2,782
君津	1,380	46	7	7	21	70	45	9	188		1,774
市原	645	26	14	2			18		36		742
亀山・片倉ダム										200	200
高滝ダム										200	200
計	10,915	274	100	40	429	610	279	96	2,256	400	15,414

別添５

様式－１

千葉県橋梁台帳

橋梁台帳番号		橋梁コード		

一般事項

（ふりがな）	
橋名	
路線名	国・主要・一般　第　　号
所在地	起点側： 終点側：
橋格（示方書等）	道示（ ）
設計震度	Kh＝　　　Kv＝
橋下種別（名称、管理者）	1. 河川　2. 道路　3. 鉄道　4. その他
橋下状況	桁下空間　　m ／ 河川　改修済　暫定改修済　未改修 ／ 道路　拡幅計画　有・無 ／ 鉄道　増線計画　有・無
橋長	m
支間割（橋種）	（ ）
幅員構成	歩道＋路肩＋車道＋路肩＋中央帯 ＋路肩＋車道＋路肩＋歩道＝有効幅員
側道橋　有・無 上(下)線橋　有・無	
橋面積	（橋長）　×　（有効幅員）　＝　㎡
平面線形	1. 直線　2. 斜橋　右°／左°　3. 曲線(R=　m)
最急縦断勾配	橋梁部　％　取付部　％
交通量(12h)（S・　年）	自動車類　　重車両　　バス路線　有・無
道路状況	改良済(　年度)　道路規格(　) 未改良　改良計画　有(　年度)　無(　)
前後取付道路幅員	起点側（車道/有効）： 終点側（車道/有効）：

上部工

型式	主桁 本数	主桁 桁高	主桁 間隔	横桁 本数	横桁 桁高	横桁 間隔	縦桁 本数	縦桁 桁高	縦桁 間隔	材質 鋼材	材質 コンクリート	材質 鉄筋	材質 その他

下部工

型式	下部工材費 鋼材	下部工材費 コンクリート	下部工材費 鉄筋	下部工材費 その他	根入れ深さ	基礎形式	基礎杭 種類	基礎杭 寸法	基礎杭 本数

橋種・路面位置等

橋種	
路面位置	1. 上部　2. 中部　3. 下部
耐震対策	1. 移動制限　2. Se値　3. 桁連結 4. その他（　）
架設工法	
舗装（材料）	車道：　cm　舗装面積　（AS　）　㎡ 歩道：　cm　横断勾配　（AS　）　1. 直線　2.（　）
床版 厚さ	車道部：　cm　床施厚の割増 歩道部：　cm　1. 有　2. 無
床版 防水層	1. 有　材質 2. 無　（　）
床版 種別	1. RC　3. その他 2. 鋼　（
床版 材料	鋼材：　t　鉄筋：　t PC鋼材：　t　ｺﾝｸﾘｰﾄ：　㎡ 特殊材料　－

支承

位置	型式（可動・固定）	数量

伸縮継手

位置	型式	伸縮間隔	数量

縁端距離・支持地盤・環境区分

縁端距離	S値：　cm 実測値：　cm
支持地盤	試験方法　1. ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ　2. 手掘　3. 推定
環境区分	

塗装

面積	桁　㎡	高欄　㎡
	支承　㎡	下部工　㎡
	橋灯　㎡	その他（　）　㎡
材料（色）	下塗（　）	上塗（　）
	中塗（　）	

橋灯

年月	基数	灯数	支柱型式	照明灯型式	摘要

施工

区分	工事期間	請負者	事業費
詳細設計委託	年　月 ～ 年　月		
下部工事	年　月 ～ 年　月		
上部工事	年　月 ～ 年　月		

別添５

様式-2

			0	橋梁台帳 番　号	0	橋梁コード	0		

	許可年月日	占用者	占用物	占　用　位　置	外径Φ（mm）	許可番号	許可期限	占　用　位　置　図
占用物件								

	許可年月日	内　　容	許可番号	許可期限	備　　考
河川占用許可					

	制限年月日	制限内容	制　限　理　由　・　根　拠　等
制限事項			

備考

様式-3

0	撮影年月	年　月	橋梁台帳 番　号	0	橋　梁 コード	0	

様式-4	0	撮影年月	年　月	橋梁台帳 番　　号	0	橋梁 コード	0	
平面図、側面図、断面図、（一般図の縮小版でもよい）				マイクロフィルムの有無		内訳		

別添５

様式-5　　橋梁補修・補強・増設（拡幅）工事台帳

0	橋梁台帳番号	0	橋梁コード	0	0

増設，併設工事	①下り（上り）線の増設	【~~有~~・無】	②併設歩道橋	【~~有~~・無】	③拡幅増設（車線，主桁増設等）	【~~有~~・無】	一般補修工事
	④防護柵の改良	【有・無】	⑤隅切り拡幅	【~~有~~・無】	⑥バリヤフリー対策	【~~有~~・無】	

項目	部材名		当初規格			補強内容							一般補修工事					
			材質	型式	当初数量	工事内容	箇所	改良数量	工事費	施工年月	公，単	施工業者	年月日	部材名	工事内容	補修数量	工事費	施工業者
橋面部材	舗装	車道																
		歩道																
	伸縮継手	車道																
		歩道																
	高欄	車道																
		歩道																
	排水	路面																
		下面																
	その他																	
上部構造	床版	車道																
		歩道																
	主桁																	
	特定部位																	
	横桁・対傾構																	
	二次部材																	
	その他																	
防災部材	支承構造																	
	支承モルタル																	
	縁端拡幅構造																	
	制限構造																	
	連結構造																	
	段差防止構造																	
	その他																	
下部構造	橋台	本体																
		取付																
	橋脚	全数																
		特定																
	その他																	

再塗装（全足場）	塗装面積	第1回				第2回				第3回				第4回			
	㎡	施工年月	塗装概要	施工業者	工事費	施工年月	塗装概要	施工業者	工事費	施工年月	塗装概要	施工業者	工事費	施工年月	塗装概要	施工業者	工事費

凡例	

様式-5-1

橋梁補修台帳

0	橋梁台帳番号	0	橋梁コード	0	0

年月	公・単	工事内容	再塗装概要							施工者	工事費
			劣化度	ケレン	錆止め	下塗	中塗	上塗	面積		

別添５

様式-6　　橋梁点検調査表

0	橋梁台帳番号	0	橋梁コード	0	0

径間番号											
橋面部材	舗装	車道									
		歩道									
	伸縮継手	車道									
		歩道									
	高欄	車道									
		歩道									
	排水	路面									
		下面									
	その他										
上部構造	床版	車道									
		歩道									
	主桁										
	特定部位										
	横桁・対傾構										
	二次部材										
	その他										
橋台・橋脚番号											
防災部材	支承構造										
	支承モルタル										
	縁端拡幅構造										
	制限構造										
	連結構造										
	段差防止構造										
	その他										
下部構造	橋台	本体									
		取付									
	橋脚	全数									
		特定									
	その他										
点検履歴									調査年月		
									調査者		

別添５

様式-7　　調査表

0	橋梁台帳番号	0	橋梁コード	0	0

損傷写真台帳

写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
部材名		部材番号		部材名		部材番号	
損傷の種類		損傷状況		損傷の種類		損傷状況	

写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
部材名		部材番号		部材名		部材番号	
損傷の種類		損傷状況		損傷の種類		損傷状況	

別添５

トンネル台帳

整理番号	1	路線番号						土木事務所コード		事務所名	
名称								形式		備考	
分割番号		路線名						一般・有料区分			
所在地	自			架設年次				規格			
	至			総工事費							
トンネル分類				対象図面番号							
覆工種別（拱）				対象区間番号							
覆工種別（側壁）											

内	換気施設	1.機械換気施設なし		トンネル延長			中央高			起点側	
		2.機械換気縦流式（噴流式）		幅員	道路部		有効高				
		3.機械換気縦流式（立坑式）			車道		線形	直線			
		4.機械換気縦流式（その他）			歩道	上り		カーブ			
		5.機械換気半横流式				下り	曲線半径				
		6.機械換気横流式			中央帯		縦断勾配				
		7.機械換気式その他			路肩		横断勾配				
	照明施設	1.照明施設なし		トンネル面積			拱				
		2.ナトリウム灯					側壁				
		3.蛍光灯		路線区分	1.未歩道道		現況	1.自動車通行不能			
		4.水銀灯			2.ｾﾒﾝﾄ系			2.通行制限あり			
		5.その他（LED）			3.ｱｽﾌｧﾙﾄ系			3.通行制限なし			
		6.上記各種併用		トンネル内							
施設	非常用施設 通報装置	1.通報装置なし		下り							
		2.a押ボタン式通報装置									
		3.b非常電話									
		4.c自動通報装置									
		5.aとbを併用									
		6.aとcを併用									
		7.bとcを併用									
		8.aとcを併用									
	非常警報装置	1.非常警報装置なし								終点側	
		2.a警報表示板									
		3.b点滅灯（警告灯）									
		4.c音信号発生機									
		5.aとbを併用									
		6.aとcを併用									
		7.bとcを併用									
		8.aとcを併用									
	消化設備	1.消化設備なし		上り							
		2.a消火器									
		3.b消火栓									
		4.aとbを併用									
	その他設備	1.その他設備なし									
		2.a自動水噴霧装置									
		3.b避難及び誘導装置									
		4.c非常用電源設備									
		5.aとbを併用									
		6.aとcを併用									
		7.bとcを併用									
		8.aとcを併用									
排水施設		1.素堀									
		2.U字溝									
		3.L字溝									

調査年月日	2021/6/30

別添５

平　面　図

補　修　点　検　事　項

年　月　日	補　修　点　検　事　項

断　面　図

備　考

横　断　歩　道　台　帳

橋　　名	国府台駅前歩道橋		葛南地域整備センター
架設年月	昭和46　　1月	事　業　名	(公共)　一般　立体交差工事事業 県単　通学路
路線名	（主）市川松戸　線	架設箇所	市川　郡(市)　市川　町村　四丁目　字
事業費	4,925,000　円	施工業者名	川崎電気工業株式会社

型　　式	プレートガーダー型式	橋　　長	22.65　m
スパン	20.85　m	巾　　員	1.50　m
鋼材重量	17,980　kg	材　　質	SS41
橋面舗装	アスファルトブロック	塗　　装	427.92　㎡

道路巾員	m	交　通　量	台/日
横断者数	1,200　人/日		

品　名	修　繕　年　月	破損原因及び修繕内訳	金　額
塗　装	昭和 56 年　月	427.0㎡	円
〃	平成 8 年 11 月	下塗:JIS-K-5625(1種)2層　中塗:JIS-K-5625(2種)1層 上塗:JIS-K-5516(2種)1層　427㎡	
	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		
	年　月		

正面図

平面図

断面図（階段部）

断面図（主桁部）

正面図

桁下部（支点部）

桁下部（支間部）

平成21年2月撮影

ステップ部

平成21年2月撮影

橋面部

平成21年2月撮影

歩道橋位置図

平成21年2月撮影

アスファルト舗装　平成21年2月撮影

大型ボックスカルバート台帳

整理番号	1		路線番号					土木事務所コード		事務所名	#N/A
名称								形式	2.ボックス		
分割番号			路線名					一般・有料区分			
所在地	自			架設年次				規格			
	至			総工事費							
トンネル分類				対象図面番号							
覆工種別（拱）				対象区間番号							
覆工種別（側壁）	2内装なし　吹付（コンクリート）										

内部施設	換気施設	1.機械換気施設なし		トンネル延長				中央高				
		2.機械換気縦流式（噴流式）		幅員	道路部			有効高				
		3.機械換気縦流式（立坑式）			車道			線形	直線			
		4.機械換気縦流式（その他）			歩道	上り			カーブ			
		5.機械換気半横流式				下り		曲線半径				
		6.機械換気横流式			中央帯			縦断勾配				
		7.機械換気式その他			路肩			横断勾配				
	照明施設	1.照明施設なし		トンネル面積				拱				
		2.ナトリウム灯						側壁				
		3.蛍光灯		路線区分	1.未歩道道			現況	1.自動車通行不能			
		4.水銀灯			2.ｾﾒﾝﾄ系				2.通行制限あり			
		5.その他			3.ｱｽﾌｧﾙﾄ系				3.通行制限なし			
		6.上記各種併用		トンネル内								
	非常用施設 通報装置	1.通報装置なし										
		2.a押ボタン式通報装置										
		3.b非常電話										
		4.c自動通報装置										
		5.aとbを併用										
		6.aとcを併用										
		7.bとcを併用										
		8.aとcを併用										
	非常用施設 非常警報装置	1.非常警報装置なし										
		2.a警報表示板										
		3.b点滅灯（警告灯）										
		4.c音信号発生機										
		5.aとbを併用										
		6.aとcを併用										
		7.bとcを併用										
		8.aとcを併用										
	非常用施設 消化設備	1.消化設備なし										
		2.a消火器										
		3.b消火栓										
		4.aとbを併用										
	非常用施設 その他設備	1.その他設備なし										
		2.a自動水噴霧装置										
		3.b避難及び誘導装置										
		4.c非常用電源設備										
		5.aとbを併用										
		6.aとcを併用										
		7.bとcを併用										
		8.aとcを併用										
排水施設		1.素堀										
		2.U字溝										
		3.L字溝										

起点側

終点側

調査年月日	2021/6/30

平　面　図

補　修　点　検　事　項

年　月　日	補　修　点　検　事　項

断　面　図

備　考

別添５

様式-1

樋門･陸閘 施設台帳

全般事項	施設名			整理番号	
	事務所名				
	河川・海岸名				
	設置場所				
	位置(世界測地系)			緯度	
				経度	
	巻上機据付高(T.P.)			敷高(T.P.)	
	運転操作方式				
	稼働期間			特徴	
	設置した業者名				
	施設完成年月日			調査年月日	
	管理委託先				
	施設重要度				
	準拠技術基準				
	騒音規制				
	ゲート設備			形式	
				設置数	
				有効幅	
				有効高	
				構造形式	
				製造元	
				水密方法	
				設置年	
				更新年	
	開閉設備			形式	
				台数	
				揚程	
				製造元・型式	
				設置年	
				更新年	
				型式	
				製造番号	
				工事番号	
	駆動設備			形式	
				台数	
				出力	
				製造元	
				設置年	
				更新年	
	制御設備			型式	
				台数	
				減速比	
				容量	
				製造元	
				設置年	
				更新年	

別添５

様式－2

位置図

事業施設名	0
施設設置市町村	0
施設位置図	

*位置図は国土地理院の電子地図を基本とする。

別添５

様式-3

平面図					
河川・海岸名	0	施設名	0	設置場所	0

別添５

様式-4

一般図					
河川・海岸名	0	施設名	0	設置場所	0

修繕等履歴

様式−5

維持・修繕履歴(1)

令和　年　月　日 ※機器名・維持修繕内容は極力詳細に記述すること。	工事名	
	請負者	TEL：
	工期	
	請負金額	
	工事内容	

別添５

施設名	0

外観写真

写真を添付してください。

撮影日

装置写真

	メモ
撮影日	
撮影日	

水利権一覧表（許可水利権）

（一級指定区間・二級）

水系名　　〇〇川水系

No.	河川名	取水口等の位置	申請者住所	申請者氏名	最大取水量（m3／秒）	１日最大取水量（m3／日）	取水の目的	かんがい面積（ha）	特定／それ以外	占用面積（㎡）	工作物（名称）	現行許可日	許可期限	当初許可日	水利権種類（許可・慣行）	占用料	備考
1																	
2																	
3																	
合計					0	0		0		0							

管理者名	事務所名	所在地（住所）	施設大分類	施設小分類	施設の名称	水系名	河川名	内水河川又は水路等名	用途	管理者名	設備区分レベル	社会への影響度レベル
千葉県												

発注概要

工事名	工期	請負金額（千円）	請負者名	工事内容
	～			
	～			
	～			
	～			

主ポンプ 設備大分類 PP 機器名 10

番号	形式	口径（mm）	実揚程（m）	全揚程（m）	吐出し量（m^3/S）	回転速度（min^{-1}）	効率（%）	全体計画台数	既設台数	製作会社

主原動機 設備大分類 PD

番号	形式	定格出力（Kw）	始動方式	冷却方式	台数 全体	台数 既設	製作会社形式

減速機、継手、クラッチ 設備大分類 PG

番号	形式	動力伝達容量	台数 全体	台数 既設	製作会社

吸吐出管、弁類、可とう管 設備大分類 PP

番号	機器名	形式	規格	台数	製作会社

補機ポンプ類

設備大分類	機器名	番号	形式	規格	台数	製作会社

主原動機及び減速機補機、その他補機

設備大分類	機器名	番号	形式	規格	台数	製作会社

附属設備

設備大分類	機器名	番号	形式	規格	台数	製作会社

受電 設備大分類 PE

電圧（V）	契約電力（kW）	主トランス 容量（kVA）	主トランス 台数

操作方法	
中央	機側

管理運転方式

電気操作制御設備

大分類	機器名	番号	盤名称	番号	形式	面数	製作会社

計装設備 設備大分類 PK

機器名	番号	機器名	番号	形式		数量	製作会社

直流電源設備 設備大分類 PE

機器名	番号	機器名	番号	数量	電圧（V）	電流（A）	容量（Ah）	製作会社

発電設備 設備大分類 PE 機器名 40

機器名	番号	発電機形式	発電機出力（kVA）	電圧（V）	発電機周波数	台数	発電機製作会社	駆動機形式	駆動機出力（kW）	回転速度（min−1）	冷却方式	始動方式	台数	駆動機製作会社形式

特記事項

作成年月	平成28年7月

別添５

海岸保全区域指定調書

新規　変更　廃止

沿岸名	海岸名	地区海岸名

区間		
指定の理由等		
指定区間		
指定区域の略図		
その他	事業	事業計画の概要
	占用	占用の目的、占用者、規模等
	その他	既存施設

別添５

海岸保全区域台帳

様式第八

第一表（表）

整理番号									
指定年月日及び番号	変更 当初	告示　　号 千葉　　号				海岸管理者名	千葉県知事		
海岸保全区域									
海岸線の延長	変更	ｍ	海岸保全区域の面積	変更	㎡	法第七条第一項に規定する他の土地以外の土地の面積	変更	㎡	
	当初	ｍ		当初	㎡		当初	㎡	
海岸保全区域の概況									
気象及び海象の概況	最大風速及び風向					その他			
	既往最大波高及び波向								
	既往最高潮位								
海岸保全施設のある区間の延長				海岸保全施設のない区間の延長					
法第２条第２項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地の区域及び面積（指定年月日）									
法第２条第２項の規定により指定された水面の区域（指定年月日）									
法第５条第６項の規定により市町村長が管理の一部を行う区域（市町村名）（管理開始年月日）									

別添５

（裏）

摘　要	占用許可等の概要 規制区域等の概要 その他特記すべき事項

別添５

海 岸 保 全 施 設 調 書

整　理　番　号	

番号	位　　置	種　類	名　称	管理者名	所有者名	構造	数　　量	竣工年月日	工　　事　　名	備　考

別添５

海 岸 保 全 施 設 調 書

整　理　番　号	

番号	位　　置	種　類	名　　称	管 理 者 名	所 有 者 名	構　　造	数　　量	竣 工 年 月 日	事　　業　　名	備　　考

別添５

海岸保全区域占用等調書

種類	
図面番号	
整理番号	

沿岸名	海岸名	地区海岸名

海岸の占用の許可等の概要

件　名	許可を受けた者	位置	許可の年月日及び番号	許可期間	備考

別添５

様式第九

水　　準　　図　　面

年　月　日

既往最高潮位 （過去最高潮位）	
朔望平均満潮面	
指定の日の属する年の春分の日における満潮位	
東京湾中等潮位 （東京湾平均海面 T.P）	
指定の日の属する年の春分の日における干潮位	
朔望平均干潮面	
最低水面	

備考　東京湾中等潮位又は最低水面を基準とし、基準とした潮位を±0として記入すること。

別添５

保全区域

整　理　番　号		上段：日本測地系						差
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点
	基No.	地点は基No.	から方向角	°	′	″	距離	メートルの点

別添５

砂防指定地一覧表（電子化台帳）

砂防指定地

番号	水系名	幹川名	渓流名	延長（Km）	面積（ha）	所在市町村	告示番号及び指定年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

別添５

砂防指定地台帳一覧

整理番号	事務所名	河川名	渓流名	支渓名	県名	郡市名	町村名	大字名	字名	区域	指定年月日A	管轄省A	告示番号A	指定年月日B	管轄省B	告示番号B	面積	面積_計測	河川敷	河川敷_計測	国有林	国有林_計測	公民有林	公民有林_計測	道路等	道路_計測	国有地	国有地_計測	公民有地	公民有地_計測	重複関係	河川の延長	重複区間	摘要	河川_調査日付	保安林_調査日付	管理監督処分

別添５

砂 防 指 定 地 台 帳

河川渓流名	

土木事務所

整理番号	支渓名 渓流名	区域	砂防指定地	面積 (ha)	河川敷	概況					地すべり防止区域又は保安林若しくは保安林施設地域との重複関係	摘要	
						山林		道路等	その他				
						国有地	公民有林		国有地	公民有地			
												河川の延長（m）	左の内１・２級河川との重複関係（m）

別添５

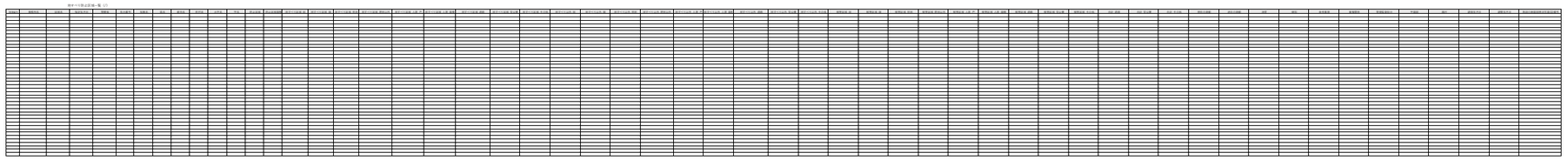

別添５

地域　地すべり防止区域台帳

千葉県　土木事務所

整理番号		指定年月日及び番号	年　月　日	国交省告示 第　　号	知事名	千葉県
区域		別　紙				
地すべり防止区域の面積		ha				

地すべり防止区域の概況	区分		耕地 田 (ha)	耕地 畑 (ha)	耕地 計 (ha)	林地 (ha)	耕地及び林地以外の土地	人家 (戸)	道路、鉄道又は軌道 (m)	官公署、学校、病院、神社又は仏閣	その他
	地すべり防止区域内	地すべり区域									
		地すべり区域以外の被害区域									
	区域外	被害区域									
	計										

地すべり概況	現在の滑動状況	過去の滑動状況	地すべりの深度	地すべりの傾斜	地質その他の参考事項

地すべり防止施設	位置	種類	名称	管理者名	所有者名	構造	数量	竣工年月日	砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区の内外の別	摘要
	別　紙									

地すべり防止区域と砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区との重複関係	

別添５

地域　地すべり防止区域別紙

千葉県　土木事務所　1/

整理番号		指定年月日及び番号	年　月　日	国交省告示 第　　号	知事名	千葉県
区域						

別添５

急傾斜地崩壊危険区域台帳

（事務所名）

整理番号	

急傾斜地崩壊危険区域の名称		指定年月日及び公示番号	年　月　日 千葉県告示第　　号	急傾斜地崩壊危険箇所調査の調査番号等	
所在地					

指定及び追加指定年月日	急傾斜地崩壊危険区域の概要														想定被害区域の概要					
	指定面積（㎡）			人工崖,自然崖の別	高さ ｱ最高 ｲ平均 (m)	延長(m)	勾配 ｱ最高 ｲ平均 (度)	ｵｰﾊﾞｰﾊﾝｸﾞの有無	表土の状況及びその厚さ	基岩の状況	湧水の有無	地被物の状況	崩壊実績	その他	住宅(棟)		公共的建物（棟）	その他の建物（棟）	公共施設	その他
	急傾斜地	誘発助長区域	計												一戸建	アパート等				
					ｱ ｲ		ｱ ｲ													

災害発生の状況

発生年月日	人的被害(人)		住宅被害(棟)			被害世帯数	住宅以外の建物施設等の被害	急傾斜地の崩壊状況			災害原因			標柱及び標識の設置等に関する事項
	死亡行方不明	負傷	全壊	半壊	一部破損			延長(m)	高さ(m)	土量(㎥)	気象等の名称	観測所	気象等の状況(雨量，震度等)	

他法令等による指定区域等との重複関係	他事業，住宅移転等の実施状況

別添５

整理番号	

管理監督処分等の概要					急傾斜地崩壊防止工事用地							
処分等の年月日等	処分等に係る者の氏名	処分等に係る土地 (字)地番	処分等に係る土地 面積(㎡)	処分等の内容・条件等	(字)地番	地目	面積(㎡)	契約等の年月日	契約等の相手方 上段：氏名 下段：住所	契約等の内容	登記年月日	備考
S．． H．．		( )			( )			S．． H．．			S．． H．．	
		( )			( )							
		( )			( )							
		( )			( )							
		( )			( )							
		( )			( )							
		( )			( )							
		( )			( )							
		( )			( )							
		( )			( )							
		( )			( )							

別添５

整理番号	

急傾斜地崩壊防止施設等の概要

施行年度	施設等の概要					施設等の設置者	事業費等		竣功年月日	施設等の所有者 上段：氏名 下段：住所	備考
	主要工種の名称	延長(m)	高さ(m)	面積(㎡)	立積(㎥)		事業名等	事業費			
									S . . H . .		

市町村地域防災計画に関する事項	摘要

別添５

整理番号	

（写真）　　指　定　時　　工事概成時

亀山ダム共同施設台帳

整理番号	設置・取得年度	種目	種類	所在	構造及び規模	数量	単位	備考
1	昭和54年度	堤体						
2	昭和54年度	放流設備						
3	昭和54年度	放流設備						
4	昭和54年度	放流設備						
5	昭和54年度	放流設備						
6	昭和54年度	放流設備						
7	昭和54年度	放流設備						
8	昭和54年度	放流設備						

（参考）

個人情報等取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第２　事務従事者への周知及び監督

（事務従事者への監督）

１　乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（事務従事者への周知）

２　乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと

(2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第３　個人情報等の取扱い

（収集の制限）

１　乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（秘密の保持）

２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（漏えい、滅失及びき損の防止等）

３　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（持ち出しの制限）

４　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の制限）

５　乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（複写又は複製の制限）

６　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第４　再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第５　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第６　情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成１４年３月１５日制定）５（１）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第７　機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第８　甲の調査、指示等

（調査、指示等）

１　甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

２　甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表すること

ができる。

第９　契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(1) 乙又は乙の委託先(順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき

(2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

１　「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

２　委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする（例：仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報を取り扱う事務を委託しない場合には、「個人情報等」の「等」の記述を削除する)。

別記　データ保護及び管理に関する特記仕様書

第１ 目的 **2**

第２ 適用範囲 **2**

第３ 対象とする脅威 **2**

第４ 本契約を履行する者が遵守すべき事項 **3**

４.１ 業務開始前の遵守事項 3

４.２ 業務実施中における遵守事項 6

４.３ 業務完了時の遵守事項 8

４.４ 記憶装置の修理及び廃棄等におけるデータ消去 8

第５ 情報システムの情報セキュリティ要件 **11**

５.１ 侵害対策 11

５.２ 不正監視・追跡 12

５.３ アクセス・利用制限 13

５.４ 機密性・完全性の確保 14

５.５ 情報窃取・侵入対策 14

５.６ 障害対策（事業継続対応） 14

５.７ サプライチェーン・リスク対策 15

５.８ 利用者保護 15

第１　目的

本契約において取り扱う各種データについて、適正なデータ保護・管理方策及び情報システムのセキュリティ方策ついて明確にすることを目的とする。

第２　適用範囲

本契約を履行するに当たり、出版、報道等により公にされている情報を除き、千葉県（以下「発注者」という。）が交付若しくは使用を許可し、又は契約の相手方（以下「受注者」という。）が作成若しくは出力したものであって用紙に出力されたものを含む全ての情報（以下「電子データ等」という。）を対象とする。

第３　対象とする脅威

本書において対象とする脅威は、次に掲げる情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合とする。

（１）不正プログラムへの感染（受注者におけるものを含む。）

（２）サービス不能攻撃によるシステムの停止（受注者におけるものを含む。）

（３）情報システムへの不正アクセス（受注者におけるものを含む。）

（４）書面又は外部記録媒体の盗難又は紛失（受注者におけるものを含む。）

（５）機密情報の漏えい・改ざん（受注者におけるものを含む。）

（６）異常処理等、予期せぬ長時間のシステム停止（受注者におけるものを含む。）

（７）発注者が受注者に提供した又は受注者にアクセスを認めた発注者の電子データ等の目的外利用又は漏えい

（８）アクセスを許可していない発注者の電子データ等への受注者によるアクセス

（９）意図しない不正な変更等（受注者におけるものを含む。）

第４ 本契約を履行する者が遵守すべき事項

受注者は、本契約の履行に関して、以下の項目を遵守すること。

４．１ 業務開始前の遵守事項

受注者は、以下の（1）から（6）までの各項目に定める事項及び契約内容を一部再委託する場合は（7）に定める事項を取りまとめた「データ管理計画書」を作成し、業務開始前までに発注者の承認を得ること。

なお、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）による個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取扱う業務の場合は、他の電子データ等と明確に区分して管理することとし、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づく安全管理措置について、「データ管理計画書」の各事項へ、追加で記載すること。

（1）データ取扱者等の指定

受注者は、電子データ等を取り扱う者（以下「データ取扱者」という。）及び、データ取扱者を統括する者（以下「データ取扱責任者」という。）を指定し、その所属、役職及び氏名等を記入した「データ取扱者等名簿」を作成すること。

また、特定個人情報等を扱う業務の場合は、特定個人情報等を明確に管理するため、特定個人情報等を取り扱う者（以下「特定個人情報ファイル取扱者」という。）及び特定個人情報ファイル取扱者を統括する者（以下「特定個人情報ファイル取扱責任者」という。）についても併せて指定し、「データ取扱者等名簿」に記載すること。

なお、データ取扱者、データ取扱責任者、特定個人情報ファイル取扱者及び特定個人情報ファイル取扱責任者（以下「データ取扱者等」という。）は、守秘義務等のデータの取扱いに関する社内教育、又はこれに準ずる講習等を受講した者とし、その受講実績も併せて「データ取扱者等名簿」に記入すること。

（2）データ取扱者等への教育・周知計画

受注者は、データ取扱者等を対象とした、本契約での電子データ等の取扱いや漏えい防止等の教育及び周知に関する「データ取扱者等への教育・周知計画」を作成すること。

（３）電子データ等の取扱いにおける情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、本契約に係る電子データ等の取扱いに関し、電子データ等の保存、運搬、複製及び破棄並びに電子データ等の保管場所を変更する場合において実施する措置を記載した「データ取扱計画」を作成すること。「データ取扱計画」には、以下に示す措置を含めること。

（ア）本契約の作業に係る電子データ等を取り扱うサーバ、パソコン、モバイル端末について、アクセス制御及び脅威に関する最新の情報を踏まえた不正プログラム対策及び脆弱性対策を行うこと。

（イ）機密性２以上の電子データ等の取扱いは、発注者又は受注者のいずれかの管理下にない情報システム等（データ取扱者等の個人所有物であるパソコン及びモバイル端末を含む。）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は発注者の許可を得て用いること。

（ウ）電子データ等名称、データ取扱者名、授受方法、使用目的、使用場所、保管場所、保管方法、返却方法、授受日時、返却日時、特定個人情報等の有無等を記録する「データ管理簿」を整備すること。

（エ）機密性２以上の電子データ等の保存に、発注者又は受注者のいずれかの管理下にない情報システム等又は電磁的記録媒体（データ取扱者等が私的に契約しているサービス及びデータ取扱者等の個人所有物である電磁的記録媒体を含む。）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は発注者の許可を得て用いること。

（オ）データ取扱責任者又は特定個人情報ファイル取扱責任者が、データ取扱者又は特定個人情報ファイル取扱者の作業に立ち会うなど適切な管理を行うこと。

（カ）データ取扱責任者又は特定個人情報ファイル取扱責任者が、データ取扱者又は特定個人情報ファイル取扱者が作業を終了し作業場所を離れる際は、データの持ち出しの有無を厳重に検査すること。

（キ）機密性２以上の電子データ等を電子メールにて送信する場合には、暗号化を行うこと。

（４）外部設置における情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、発注者が指定する場所以外に情報システム機器を設置（外部設置）し、本契約に係る電子データ等を取扱う場合は、情報セキュリティ確保のために、部外者

の侵入等の意図的な情報漏えい等を防止する措置を記載した「外部設置における情報セキュリティ措置計画」を作成すること。「外部設置における情報セキュリティ措置計画」には以下に示す措置を含めること。

（ア）情報システムにアクセス（一般向けに提供されているウェブページへのアクセスを除く。）する作業は、受注者の管理下にあり、部外者の立入りが制限された場所において行うこと。

（イ）電子データ等を取り扱うパソコン、モバイル端末等について、盗難、紛失、表示画面ののぞき見等による漏えいを防ぐための措置を講ずること。また、それらの措置を講じていないパソコン、モバイル端末等を用いた作業を制限すること。

（ウ）入退室記録、作業記録等を蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能を備えること。

（５）外部接続における情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、発注者が指定するネットワーク以外のネットワークへ接続（以下「外部接続」という。）し、本契約に係る電子データ等を取扱う場合は、情報セキュリティ確保のために、外部のネットワークからの侵入や改ざんを防御する措置を記載した「外部接続におけるセキュリティ措置計画」を作成すること。「外部接続におけるセキュリティ措置計画」には、以下に示す措置を含めること。

（ア）外部接続箇所にファイアウォールを設置し、不要な通信の遮断を行うこと。

（イ）外部接続箇所に侵入検知システムを設置し、ネットワークへの不正侵入の遮断を行うこと。

（ウ）外部接続箇所で不正な通信を検出した場合、発注者へ通報を行うこと。

（６）情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合における対処手順

受注者は、本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を整備し、発生した場合の対処手順を記載した「情報セキュリティ侵害時対処手順」を作成すること。「情報セキュリティ侵害時対処手順」には、以下に示す対処を含めること。

（ア）作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに、発注者に、口頭にてその旨第一報を入れること。発注者への第一報は、

情報セキュリティインシデントの発生を認知してから１時間以内に行うこと。

（イ）当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係するデータ取扱者等を明らかにし、平日の午前９時から午後５時の間は１時間以内に、それ以外の時間帯は３時間以内に発注者に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく発注者に提出すること。

（ウ）発注者の指示に基づき、対応措置を実施すること。

（エ）発注者が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、発注者に提出すること。

（オ）再発を防止するための措置内容を策定し、発注者の承認を得た後、速やかにその措置を実施すること。

（７）再委託における情報セキュリティの確保の措置計画

受注者は、本契約内容について一部再委託（更に順次行われる再委託を含む。）する場合、受注者が業務を実施する場合に求められる水準と同一水準の情報セキュリティ対策を再委託先において確保させる必要があり、再委託先における情報セキュリティの十分な確保を受注者が担保するとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するため、「再委託における情報セキュリティ措置計画」を作成すること。なお、特定個人情報等を取扱う業務を再委託したときは、発注者が行う再委託先の管理状況等の確認について、受注者は必要な協力を行うこと。

４．２　業務実施中における遵守事項

（１）「データ管理計画書」に基づく情報セキュリティ確保

「データ管理計画書」に記載した、データ取扱者等への教育・周知、電子データ等の取扱い及び作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を実施すること。

（２）データ管理簿への記録

受注者は、データ取扱者等が電子データ等を取り扱う場合、「データ管理簿」に記録し、データ取扱責任者に確認させること。また、特定個人情報等を扱う業務の場合、特定個人情報ファイル取扱責任者に併せて確認させること。

（３）「データ管理計画書」の変更

（ア）受注者は、本契約に基づく請負作業中に、次の事項について作業開始前に提出した「データ管理計画書」の内容と異なる措置を実施する場合は、事前に「データ管理計画書」の変更について発注者に提出し、承認を得ること。また、承認された変更の内容を記録し保存すること。

・データ取扱者等の異動を行う場合

・データ取扱者等に対する教育・周知の計画を変更する場合

・電子データ等の取扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を変更する場合

・再委託先及び再委託先の情報セキュリティ対策を変更する場合

（イ）一時的に「データ管理計画書」とは異なる措置を実施する場合は、原則として事前にその旨を発注者へ提出し、承認を得ること。ただし、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合など緊急を要する場合等の場合、受注者は、実施内容について事後速やかに発注者へ報告すること。

（４）業務の報告・監査等

（ア）受注者は、発注者へ業務実施中の「データ管理計画書」の遵守状況について定期的に報告すること。

（イ）受注者は、発注者が「データ管理計画書」に係る管理状況について監査を要請した時は、定期・不定期にかかわらず、これを受け入れること。

（ウ）受注者は、「データ管理計画書」の評価、見直しを行うとともに、必要な改善策等について、発注者へ提案すること。

（５）情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合の対応

受注者の本契約に係る作業における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると発注者が判断した場合、受注者は発注者と協議の上、必要な是正措置を講ずること。また、是正措置の内容を「データ管理計画書」に反映させること。

４．３　業務完了時の遵守事項

（１）データ返却等処理

受注者は、本契約に基づく業務が完了したときは、「データ管理簿」に記録されている全てのデータについて、返却、消去、廃棄等の措置を行うものとし、処理の方法、日時、場所、立会者、作業責任者等の事項を記した、「データ返却等計画書」を事前に発注者へ提出し、承認を得た上で処理を実施すること。

また、特定個人情報等を扱う業務の場合は、特定個人情報等であることを「データ返却等計画書」に明示すること。

（２）作業後の報告

受注者は、「データ返却等計画書」に基づく処理が終了したときは、その結果を記載した「データ管理簿」を発注者へ提出すること。

（３）情報セキュリティ侵害の被害に関する記録類の引渡し

受注者は、本契約の業務遂行中に情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある事象が発生した場合、４．１（６）に基づいて取得し保存している記録類を発注者に引き渡すこと。

４．４　記憶装置の修理及び廃棄等におけるデータ消去

受注者は、契約により発注者が利用する情報システム機器の修理及び廃棄、リース返却（以下、「廃棄等」という。）の場合、記憶装置から、全ての電子データ等を消去の上、復元不可能な状態にする措置（以下、「抹消措置」という。）を実施すること。

（１）抹消措置計画の作成

受注者は、「データ管理計画書」へ作業予定日時、作業予定場所、実施予定者氏名、データ完全消去区分、使用機材名・数量、データ消去対象記憶装置リスト、立会者などを記載した「抹消措置作業計画」を追加するとともに、必要に応じてその他の措置内容を変更したうえ、抹消措置実施日（賃貸借契約の場合は賃貸借期間満了日）の３０日前までに発注者に提出し、承認を得ること。

また、賃貸借契約の場合は賃貸借期間満了日から３０日以内に抹消措置実施日を設

定すること。

（２）抹消措置実施方法

ア マイナンバー利用事務系の領域において住民情報を保存する記憶媒体の抹消措置の方法

（ア）当該媒体を分解・粉砕・溶解・焼却・細断などによって物理的に破壊し、確実に復元を不可能とすること。なお、対象となる機器について、リース契約による場合においても、リース契約終了後、当該機器の記憶媒体については、物理的に破壊を行うこと。

（イ）職員が抹消措置の完了まで立ち会いによる確認を行う。ただし、庁舎外で抹消措置を行う場合は、庁舎内において、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても情報の復元が困難な状態までデータの消去を行い、職員が作業完了を確認した上で、委託事業者等に引き渡しを行い、委託事業者等が物理的な破壊を実施し、当該破壊の証拠写真が添付された完了証明書により確認できること。

イ 機密性２以上に該当する情報を保存する記憶媒体（上記アに該当するものを除く。）の抹消措置の方法

（ア）一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルで抹消を行うこと。

（イ）庁舎内において、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても情報の復元が困難な状態までデータの消去を行い、職員が作業完了を確認した上で、委託事業者等に引き渡しを行い、抹消措置の完了証明書により確認できること。

ウ 機密性１に該当する情報を保存する記憶媒体の抹消措置の方法

（ア）一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても情報の復元が困難な状態に消去すること。

（イ）庁舎内においてデータの消去を実施し、職員が作業完了を確認するなど適正な方法により確認できること。

エ ＩｏＴ機器を含む特殊用途機器の抹消措置の方法

（ア）デジタル複合機などのＩｏＴ機器を含む特殊用途機器に保存された電子データ等の漏えいの対策について、国際標準に基づくセキュリティ要件と同等以上のセキュリティ要件とその要件に適合した第三者認証（「ＩＴ製品の調達におけるセキュリティ

要件リスト」適合製品など）を取得している機能を有する場合は、当該機能によるデータ消去をもって抹消措置とすることができる。

（イ）庁舎内においてデータの消去を実施し、職員が作業完了を確認するなど適正な方法により確認できること。

（３）抹消措置の報告

受注者は、抹消措置実施日から３０日以内に、作業日時、実施者氏名、データ完全消去区分、使用機材名・数量、データ消去対象記憶装置リスト、立会者及び全ての記憶装置について抹消措置前後の写真を添付した「抹消措置完了報告書」を発注者へ提出し、承認を得ること。

第５ 情報システムの情報セキュリティ要件

受注者は、本契約により情報システムを導入する場合は、対象となる以下の項目を遵守すること。

５．１ 侵害対策

（１）通信回線対策

（ア）通信経路の分離

不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離するとともに、業務目的、所属部局等の情報の管理体制に応じて内部のネットワークを通信回線上で分離すること。

（イ）不正通信の遮断

通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。

（ウ）通信のなりすまし防止

情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。

（エ）サービス不能化の防止

サービスの継続性を確保するため、情報システムの負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量の抑制等によってサービス停止の脅威を軽減する機能を備えること。

（２）不正プログラム対策

（ア）不正プログラムの感染防止

不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

（イ）不正プログラム対策の管理

システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該

機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。

（３）脆弱性対策

（ア）構築時の脆弱性対策

情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

（イ）運用時の脆弱性対策

運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。

５．２ 不正監視・追跡

（１）ログ管理

（ア）ログの蓄積・管理

情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、発注者が指定する期間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。

（イ）ログの保護

ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能及び消去や改ざんの事実を検出する機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざんの脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。

（ウ）時刻の正確性確保

情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

（２）不正監視

（ア）侵入検知

不正行為に迅速に対処するため、情報システムで送受信される通信内容の監視及びサーバ装置のセキュリティ状態の監視等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。

（イ）サービス不能化の検知

サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知する機能を備えること。

５．３ アクセス・利用制限

（１）主体認証

情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体の認証を行う機能として、ＩＤ／パスワードの方式を採用し、主体認証情報の推測や盗難等のリスクの軽減を行う機能として、パスワードの複雑性及び指定回数以上の認証失敗時のアクセス拒否などの条件を満たすこと。

（２）アカウント管理

（ア）ライフサイクル管理

主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。

（イ）アクセス権管理

情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

（ウ）管理者権限の保護

特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

５．４ 機密性・完全性の確保

（１）通信経路上の盗聴防止

通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信内容を暗号化する機能を備えること。

（２）保存情報の機密性確保

情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存できないようにすることに加えて、保存された情報を暗号化する機能を備えること。

（３）保存情報の完全性確保

情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。

５．５ 情報窃取・侵入対策

（１）情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、記憶装置のパスワードロック、暗号化等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

（２）侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

５．６ 障害対策（事業継続対応）

（１）システムの構成管理

情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハード

ウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。

（２）システムの可用性確保

サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として１日を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

５．７ サプライチェーン・リスク対策

（１）受注者（再委託先含む）において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、発注者が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。

（２）調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策

機器等の製造工程において、発注者が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

５．８ 利用者保護

（１）情報セキュリティ水準低下の防止

情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。

（２）プライバシー保護

情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。